

業務指示書

インド国チェンナイ周辺環状道路建設事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路整備に関する業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ITS計画/設計】

- 1) 類似業務の経験：ITS計画/設計に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路設計】

- 1) 類似業務の経験：道路設計に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

第3業務実施上の条件 4. 現地再委託に記載の(1)断面交通量調査、(2)環境社会配慮

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.71288 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時以上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画
ITS計画/設計
道路設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月2日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上 ○

○

プロポーザル評価表
インド国チェンナイ周辺環状道路建設事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ITS計画/設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 道路設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

道路が輸送シェアの約 57%を担うインドでは、道路等の包括的な交通インフラ整備が経済成長にとって重要とされており、道路交通省が国道整備計画を実施している。しかしながら、インドでは近年急速に都市化が進む一方で、交通インフラ整備が十分進んでいないことから、大都市圏では交通渋滞が深刻な問題となっており、経済開発の大きな障害となっている。とりわけチェンナイ都市圏の人口は、2001 年の約 656 万人から 2011 年には約 870 万人（同国第 4 位：Census 2011）に増加した。それに伴い、市内の交通量も増加の一途を辿っており、慢性的な交通渋滞は更に深刻化している。2010 年にはタミル・ナド州政府はチェンナイ市中心部の交通渋滞緩和を目的として外環道路建設を計画し、部分開業した。しかし、既に飽和状態であり、今後の更なる交通需要増大に対応し、地域経済の発展を促進するため、州政府は外環道路の外側にチェンナイ周辺環状道路建設（それに付随する ITS（高度道路交通システム：Intelligent Transport System）を含む。）整備を計画した。また、道路拡幅余地が乏しいチェンナイ市中心部の交通渋滞緩和のため、市内道路に付随する ITS 整備も計画された。

我が国の対インド国別援助方針（2016 年 3 月）において、「連結性の強化」を重点分野の一つとし、交通ネットワーク整備・維持管理への支援を行うこととしており、JICA 国別分析ペーパー（2012 年 3 月）では、インド国内 6 大都市圏（チェンナイを含む）などの経済回廊等の産業集積地域を中心に、地域経済開発の促進、物流効率化、道路等のインフラ整備を含む、「産業・都市インフラ整備」が重要であると分析しており、本事業はこれらの計画・分析に合致する。また、JICA が実施した「インド国南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査」最終報告書では、本案件は重要案件の一つとして位置付けられている。

本調査は、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

チェンナイ周辺環状道路建設事業

(2) 事業目的

本事業は、インド南部タミル・ナド州チェンナイ都市圏において、周辺環状道路（ITS 整備を含む）の拡幅・新設、及び市内 ITS の整備をすることにより、急増する道路交通需要への対応を図り、もってチェンナイ都市圏の経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援に寄与するもの。

(3) 事業概要

周辺環状道路の拡幅（36.5km）と新設（96.8km）を行う。また、市内・周辺環状道路の ITS（Intelligent Transport System：高度道路交通システム）整備を行う。

① 道路建設工事（本線・サービス道路（約 133km）、インターチェンジ（1 箇所）、

- 鉄道高架（2箇所）、料金所等）
- ② ITS（信号機・管制センター・電光掲示板等の市内道路に付随する設備及び料金自動收受システム（ETC：Electric Toll Collection）等の周辺環状道路に付随する設備）

（4）対象地域

タミル・ナド州チェンナイ都市圏

（5）関係官庁・機関

タミル・ナド州高速道路・港湾局（Highways & Minor Ports Department：HMPD）
タミル・ナド州インフラ開発庁（Tamil Nadu Infrastructure Development Board：TNIDB）

（6）本事業に関連する我が国の主な支援活動

- ・インド国南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査（2013年10月～2015年7月）
- ・インド国 チェンナイ都市圏 ITS に係る情報収集・確認調査（2016年1月～2017年1月）

3. 業務の目的

円借款の要請のあったチェンナイ周辺環状道路建設事業（周辺環状道路及び市内道路に付随する ITS 整備を含む）について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、チェンナイ周辺環状道路建設事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、インド側関係機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。

ただし、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

（2）審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ①調達・施工方法
- ②事業費
- ③事業実施機関の実施能力
- ④操業・運営／維持・管理体制
- ⑤運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼(契約変更)する可能性がある。

(3) 調査期間の短縮

本調査では調査期間9ヶ月を想定しているが、先方政府がすでにF/S等を実施しており、可能な限りそれら資料を活用し、調査期間の短縮を行うこととする。参考資料に関しては、「第3 業務実施上の条件 5. 参考資料」のとおり。

(4) 調査の工程

本案件では、要請のあったITS整備を含む周辺環状道路拡幅・新設及びチェンナイ市内ITSについて調査し、需要や各種制約から協力事業として取り上げるに適切かを精査する。

ITSについては、「インド国 チェンナイ都市圏ITSに係る情報収集・確認調査」最終報告書の方針に則り、コスト、効果、運営等を総合的に検討した事業内容とする。審査後の早期実施の担保および本邦企業の参入可能性を高めるため、入札図書(案)作成に必要な技術的検討までを含むこととする。

なお、上記の調査工程について具体的に記載すると以下のa)、b)、c)の3段階となる。各段階において報告書を取りまとめ、その内容をJICAと協議、確認したうえで次の段階に進むよう留意すること。

a) 現況の確認及び整備優先順位の提示

要請のあった周辺環状道路予定地及びチェンナイ市内の現況を確認し、上位計画、関連法令、サイト状況、交通需要等によりそれぞれの整備の必要性を精査し、結果をインテリム・レポートに取りまとめる。

b) 概略設計

上記結果にて合意した内容をもとに概略設計(借款対象部分及び借款対象外も含めて)を実施する。併せて、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月版)を参照しつつ、事業実施スケジュールの策定、事業費の積算、事業実施体制の確認等を行った上で内部収益率等の計算を行い事業効果の確認を行う。上記業務から継続して入札図書(案)作成に必要な技術的検討(資格要件、評価方法、契約約款の検討)を行い、結果を準備調査報告書(ドラフト)に取り纏める。

c) 報告書作成

準備調査報告書(ドラフト)を基に関係者へ説明・協議を行い、その過程で出たコメント等を反映した準備調査報告書を取り纏める。

(5) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA環境ガイドライン(2010年4月)」)が掲げる道路、鉄道、橋梁セクターに該当するため、カテゴリA案件に分類される。そのため、EIA報告書案の作成及び必要な許認可の取得が必要とされている。

また、道路建設に伴い、用地取得・非自発的住民移転の必要であり、用地取得・住民移転に係る確認調査を実施する。

(6) 設計・積算の精度

本業務では、概略設計(円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算)までを実施する。

(7) 本邦技術の活用可能性及び本邦企業への間接裨益

ITS技術において、本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術の活用の可能性について検討する。日本が比較優位を有する技術の具体的な仕様については、必要に応じて本邦企業にもヒアリングを行った上で特定する。その上で、インドにおける適用可能性、維持管理への影響、インドにおける入札制度と機材調達方法、輸出入規制等との整合性の観点から実現可能性を十分調査し、具体的な提案を行う。

また、本事業が完工し供用開始された場合に、どのような裨益効果がありうるのか、情報を収集し整理する。

(8) 運営維持管理体制

インド国内においては、一部のETCを除けば、高速道路ITSの運営維持管理経験を有している民間企業がほとんど存在しない。そのため、機器導入後の数年間は、我が国をはじめとする海外の高速道路オペレーターによる、現地オペレーターへの技術移転が必要である。そのため、完成後数年の機器導入のための運営維持管理業務を円借款対象に含めることを視野に、調達方式の検討を行うこととする。

(9) 先方政府との合意形成

本調査においては、先方政府との密な意見交換と合意形成を行い、実現可能な計画を策定すること。なお、当該審査の過程において本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮する。

7. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握し、JICA南アジア部と調査の方針について協議の上、実際の調査を実施することとする。

【現況の確認及び整備優先順位の提示】

(1) インセプション・レポートの作成、協議

1) 関連資料・情報の収集、整理、分析

本事業に関し、実施機関タミル・ナド州高速道路港湾局（以下、「HMPD」）作成の本事業に係る「DPR:Detailed Project Report for Development of Chennai Peripheral Ring Road」（2016年4月）の内容等を確認し、その内容を踏まえ、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。

2) インセプション・レポートの作成

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

3) インセプション・レポートの説明・協議等

現地調査の開始時に、インセプション・レポートに基づき、インド側実施機関である HMPD 及びタミル・ナド州インフラ開発庁（以下、「TNIDB」）に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、その内容について協議・確認する。

(2) 事業の背景・経緯の確認

1) インドにおける道路整備事業、交通管理に係る上位計画の有無とその内容、実施状況を確認し、本事業の位置付け及び意義を確認する。

2) チェンナイ都市圏における交通状況、及び既存道路整備の現状と課題を調査する。加えて、信号機等の既存 ITS の設置状況・機能、納入メーカー、運営維持管理体制等に係る現状と課題を確認し、本事業の重要性・必要性を確認する。

3) 本事業要請の経緯と内容を確認する。

4) 本事業に関連する我が国及びドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓を確認する。

5) インドにおける ITS 機器の導入実績および適用されている仕様について情報収集し、本事業における ITS 機器の仕様策定の参照とする。2013年に JICA が実施した「インド国 ITS を活用した都市交通問題解決のための情報収集・確認調査」及び「インド国 チェンナイ都市圏 ITS に係る情報収集・確認調査」の最終報告書も適宜参照すること。

(3) 対象道路の現況調査と課題の抽出

1) 要請のあった周辺環状道路について現地調査を行い、道路状況（幅員、舗装、周辺地形、維持管理状況、旅行時間）について把握する。

2) また、要請のあった周辺環状道路について、①国立公園や自然保護地域に含まれる地域、②調査団の立入が不可能な地域、③地形図等の必要なデータが入手できない地域といった事業対象区間に含めるにあたって制約となる要因について、関係機関等へのヒアリングを通じて特定する。

3) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象道路が抱えている現状の課題を抽出する。

4) 上記ヒアリング及び調査を通じ、所定のリスク管理シート（Risk Management Framework）に則り、各観点からリスクの分析を行う。

(4) 交通量調査及び将来交通量の予測

1) JICA が実施した「インド国チェンナイ都市圏 ITS に係る情報収集・確認調査」（2017年）の中で、対象道路における交通量調査及び将来交通量の予測

を実施しており、基本的にその結果を最大限活用する。

- 2) 上記1) のとおり、その結果を最大限活用しつつ、要請のあった周辺環状道路及び市内道路（以下、合わせて「事業対象道路」という）の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、必要であれば対象道路及びその周辺環状道路において以下の断面交通量調査（対象道路の主要な市街地、主要な市街地間における車種別交通量）を補足的に実施する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。
- 3) 必要であれば交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。
 - ア) 対象地域の開発計画
 - イ) 対象地域の社会経済指標
- 4) 上記1) のとおり、その結果を最大限活用し、上記2) と3) を踏まえ、要請のあった対象道路の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。

【概略設計】

(1) プロジェクトの計画概要

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含むプロジェクトの事業概要を策定する。

- 1) プロジェクトの目的
- 2) 主要施設（事業対象道路及び ITS）の内容
計画の対象となる道路及び ITS について、その主要な諸元を計画する。
事業対象道路について、円借款による段階的な実施の可能性があることから、先方実施機関と協議の上、段階的な実施について検討を行う。
- 3) コンサルティング・サービスの内容
事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理等）の内容とその規模（M/M）について計画する。

(2) 概略設計

上記（1）にて計画した内容について、最低限以下の項目を含む概略設計を実施する。

- 1) 周辺環状道路について、道路の平面、縦断、横断設計（拡幅部分及び新設部分が混在するため、標準断面のみでなく、地形に合わせて区間ごとにきめ細やかな設計とすること。）
- 2) インターチェンジ設計（橋梁構造）
- 3) 道路・斜面排水施設設計
- 4) 交通安全施設設置場所の特定
- 5) 道路拡幅、線形改良に必要となる土工の設計（おおよその土量を算定し、コスト積算ができるレベル）
なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。
- 6) ITS 事業内容の策定、ITS 各機器の数量、仕様及び設置場所、設置方法（コスト積算ができるレベル）

(3) 施工方法

概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(4) 調達方法

インドの道路整備においては、一般的に EPC (Engineering, Procurement and Construction : 設計施工の総価契約、FIDIC Silver Book 準拠) 契約形態により、受注者がリスクを負う形で事業が実施されている。周辺環状道路拡幅・新設工事について、適切な契約形態について検討を行う。

(5) プロジェクト実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計/施工期間について、月単位のバーチャート（JICA の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本施工以外の工程（EIA の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(6) 事業の実施体制の確認

1) インド国内では ITS 機器導入の事例が少ないこともあり、インドで実施されたものに加えて、我が国を初めとする諸外国の実施されている ITS 機器導入の契約形態、事業実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての事業実施体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 事業実施体制の確認
- ② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 実施機関の財政・予算状況
- ④ 実施機関の技術水準（ITS 技術基準も含む）
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

2) 事業実施機関である TNIDB、交通管制の実施主体であると想定されるチェンナイ市警察の組織・権限人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認し、設計に反映する。

(7) 維持・管理体制

対象道路の運営・維持管理は HMPD が実施しているが、本事業実施により周辺環状道路が開通した後の維持・管理体制について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

なお、本事業で導入する ITS を含む事業対象道路の運営維持管理は、民間企業

及び交通警察に委託されることを想定しているが、周辺環状道路開通及び ITS 導入後の維持・管理体制について、事業完成後数年の ITS を含む道路運営維持管理業務も含め、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) HMPD 及び TNIDB の運営維持管理財源の状況
- 2) インドにおける一般的な運営維持管理契約モデルの確認（ライダーシップリスクの有無、契約年数、運営維持管理業者の業務分担）
- 3) 維持・管理に必要となる所掌業務、組織構造、人員体制の検討
- 4) 運営維持管理業務が実施可能な企業情報（インド企業、本邦企業）

(8) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月))に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にす。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)<参考資料>の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。

- 1) 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。
 - ① ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。なお、本項目に関しては現地再委託での調査を認める。)
 - ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - イ) JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との乖離及びその解消方法
 - ウ) 関係機関の役割
 - ③ スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
 - ア) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
 - イ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
 - ウ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - エ) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成
 - オ) 予算、財源、実施体制の明確化

カ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者¹、協議方法・内容等の検討)

2) 住民移転計画(案)の作成

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Planに記載ある内容及び以下(1)~(11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

① 住民移転に係る法的枠組みの分析

・ 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

② 住民移転の必要性の記載

・ 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

③ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

・ 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

・ 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

¹ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

- ・ 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- ・ 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- ・ 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- ・ OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- ・ 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

⑤ 移転先地整備計画の作成

- ・ 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

⑥ 苦情処理メカニズムの検討

- ・ 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦ 実施体制の検討

- ・ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- ・ 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

⑧ 実施スケジュールの検討

- ・ ア) 補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、イ) 移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨ 費用と財源の検討

・ 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討

・ 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

・ 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

・ 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

⑪ 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(9) 気候変動対応策の検討

①事業実施前、②事業実施後（事業計画案が複数ある場合は全てのケースについて）の施設によって影響を受ける周辺地域の気候変動影響リスク、及び事業実施後の施設自体の気候変動影響リスクを分析する。検討の対象とする気候変動影響リスクは、少なくとも風水害、土砂災害による施設周辺地域の被災リスク及び事業対象施設の被災リスクを含めることとする。リスク分析にあたっては、IPCC 報告書、事業対象国政府が作成し UNFCCC 事務局に提出した国別報告、その他、研究機関による論文等の既存の影響予測を活用することとする。加えて、事業計画案に対して、施設自体、及び施設周辺地域の気候変動影響リスクをさらに削減するための追加対策（ハード、ソフト含む）を提案し、かかる対策による費用、追加的リスク削減効果を分析するとともに、リスク削減以外のメリット、デメリットを提示する。

リスク分析及び追加対策の検討に当たっては、JICA 気候変動対策支援ツール／適応策（土砂災害防災）を参照する。

(10) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。
なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロントエンドフィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）
 - ①用地補償等
 - ②関税・税金
 - ③事業実施者の一般管理費
 - ④他機関建中金利
- h. その他2
 - ①完成後の委託保守費
 - ②初期運転資金
 - ③移転地整備にかかる費用
 - ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

(1 1) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

1) インドにおける当該類似業務の調達事情

- ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情

- ・ ITS 機器導入の入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・ 現地施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
 - ・ International Consultants の採否 等
- 4) 機器導入・運営維持管理業者の選定方針
 - ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
 - ・ LCB : Local Competitive Bid の採否
 - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(12) プロジェクトの評価

プロジェクトを 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、プロジェクト完成後約 3 年をめぐりした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として内部収益率（EIRR）を算出する。なお、プロジェクト評価指標の算出は、本事業で導入される ITS 機器導入による便益をもとに算出すること。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標（運用・効果指標）として、①対象道路の平均移動速度、②対象道路の平均移動コスト、③対象道路の交通事故発生率、④対象道路の断面交通量、⑤対象道路の年間通行可能日数、⑥道路維持管理コストの低減、⑦料金収受に関する時間短縮等を想定している。

(13) ITS に係る技術的仕様書の基となる資料の作成

1) インドおよび諸外国の入札資料の収集

ITS 機器の納入・据付・運営維持管理一体契約について、インド及び日本を初めとする諸外国の入札資料事例を収集する。ただし、これらが一体となった契約形態は世界的に見ても例が少ないと想定されるため、インドで事例の少ない ITS 機器の納入・据付については諸外国（主に日本）のものを、道路運営維持管理についてはインド国内の事例から収集することを想定している。

2) 本邦企業へのヒアリング

ITS 機器の納入・据付業者（総合電機メーカー、商社等、海外で ITS 機器納入・据付実績のある企業）、道路運営業者（高速道路会社等）へヒアリングを行い、本邦企業の参画にとって望ましい入札条件を検討する。

3) 技術的仕様書の基となる資料の作成

上記で集めた情報をもとに、入札図書（案）作成に係る資料を作成する。なお、本資料はあくまで実施機関への提案資料という位置づけであり、最終的な入札図書は実施機関の責任にて作成されることを想定している。

(14) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果を準備調査報告書（ドラフト）として取り纏め、インド政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(15) ファイナル・レポートの作成

インド政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議内容を踏まえ準備調査報告書（成果品）を作成する。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

（1）業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

（2）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和 5 部、英文 7 部（簡易製本）

（3）インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、対象道路の現況調査と課題の抽出、協力対象道路の特定及び優先順位提案等

提出時期：調査開始 3 ヶ月以内を目処

部 数：和文 5 部、英文 7 部（簡易製本）

（4）準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始後 6 ヶ月以内

部 数：和文 5 部、英文 8 部（製本）

（5）準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：準備調査報告書（ドラフト）に対するインド側コメント提出から 1 か月以内

部 数：和文 5 部、英文 8 部（製本）CD-R 3 部

（6）デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2017年6月下旬より業務を開始し、2017年12月下旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2018年3月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。ただし、「第3業務実施上の条件 5. 参考資料」に挙げた参考資料を基に、より短期間での調査が可能であれば、プロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途

合計 約 48.50 M/M 程度とする。

3. 業務従事者の技術分野

- ① 総括／道路計画（2号）
- ② ITS計画／設計（3号）
- ③ 道路設計（3号）
- ④ 道路構造設計
- ⑤ ITS運用
- ⑥ 交通需要予測
- ⑦ 経済財務分析
- ⑧ 道路運営維持管理
- ⑨ 自然条件調査
- ⑩ 環境配慮
- ⑪ 社会配慮
- ⑫ 施工計画（調達含む／積算）

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

また、現地再委託の調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、調査範囲、調査規模等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

現地再委託の経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。そのため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- (1) 断面交通量調査
- (2) 環境社会配慮

5. 参考資料

配布資料：タミル・ナド州道路港湾局作成の DPR

閲覧資料：「インド国南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査」最終報告書

「インド国 チェンナイ都市圏 ITS に係る情報収集・確認調査」最終報告書

上記閲覧資料は、JICA 図書館ポータルサイト (<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>) 又は JICA 南アジア部南アジア第一課 (03-5226-8680) において閲覧可能。

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

7. インド国便宜供与内容

実施機関からの調査団への便宜供与は以下を想定している。

- (1) 安全管理に関する情報提供
- (2) 医療サービス利用の支援
- (3) 関連する調査に関する情報・データの提供
- (4) カウンターパートとなる担当者の設置
- (5) 執務スペースの紹介
- (6) 現地調査における立ち入り許可
- (7) 移動手段確保の支援
- (8) その他必要な場合は調査団に特権、便宜を供与する

8. その他

(1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA インド事務所と常時連絡がとれる体制を取り、特にサイト視察等に伴う移動の際は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。以上を踏まえ、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

また、原則として渡航三週間前までに JICA インド事務所へ渡航計画を提出し、同事務所の承認を得ること。

(2) インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、JICA 担当部署と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- 1) 国連地図を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書

を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドラインを参照。)

- ① データの参照元が国連である
- ② 当該加工は JICA によるものである、
- ③ 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない
 - 2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土であることを示さない。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。
 - 3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、2) 同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

